

## ○周南市空き家情報バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市内の空き家の有効活用を図るため、空き家情報バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次に掲げる物件をいう。

ア 個人の居住等を目的として建築し、現に居住していない（居住しなくなる予定のものを含む。）市内に所在する建物及びその敷地

イ 営業を目的として建築し、現に使用していない（使用しなくなる予定のものを含む。）市内に所在する建物及びその敷地

(2) 空き家情報バンク制度 本市の区域内に存する空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し、情報提供を行う制度をいう。

(3) 所有者等 空き家に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有する個人であつて、次に掲げる全ての要件を満たすもの。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

イ 本市の市税を滞納していないこと。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク制度以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家情報バンク制度による空き家に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、周南市空き家情報登録申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、周南市空き家情報登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、周南市空き家情報登録完了通知書

(別記様式第2号)を当該申込者に通知するものとする。

- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家情報バンク制度によることが適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(以下「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、周南市空き家情報登録事項変更届出書(別記様式第3号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家情報の登録抹消)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報の登録を抹消するとともに、周南市空き家情報登録抹消通知書(別記様式第5号)を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項の規定による登録をした空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 周南市空き家情報登録抹消届出書(別記様式第4号)が提出されたとき。
- (3) 空き家の登録から3年が経過したとき。

- 2 申込者は前項第3号の規定による登録の日から3年が経過したことにより登録を抹消された物件について、改めて登録の申込みを行うことができる。

(利用希望の登録の申込み等)

第7条 利用希望申込者は、周南市空き家情報利用希望者登録申込書(別記様式第6号)に誓約書(別記様式第7号)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用希望申込者が次に掲げる全ての要件を満たす場合は、当該利用希望申込者を周南市空き家利用希望者登録台帳に登録するものとする。

- (1) 次のいずれかの場合に該当すること。
  - ア 空き家に定住し、又は定期的に滞在する場合
  - イ 空き家を利用して事業を行う場合
  - ウ その他市長が適当と認めた場合
- (2) 暴力団員でないこと。
- (3) 税金を滞納していないこと。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、周南市空き家情報利用希望者登録完了通知書（別記様式第8号）により当該利用希望申込者に通知するものとする。

（利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出）

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用希望申込者（以下「利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、周南市空き家情報利用希望者登録事項変更届出書（別記様式第9号）により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（利用希望者登録台帳の登録抹消）

第9条 市長は、利用希望登録者が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消するとともに、周南市空き家情報利用希望者登録抹消通知書（別記様式第10号）により当該利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 第7条第2項の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 暴力的又は脅迫的な言動又は要求行為を行ったとき。
- (3) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて市、所有者等及びこれらの関係者の信用を毀損し、若しくは業務を妨害する行為を行う場合。
- (4) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (5) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (6) 周南市空き家情報利用希望者登録抹消届出書（別記様式第11号）が提出されたとき。
- (7) 周南市空き家利用希望者登録台帳に登録後、1年を経過したとき。
- (8) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第7号の規定による登録の日から1年を経過したことにより登録を抹消された者のうち利用希望登録者については、改めて登録の申込みを行うことができる。

（情報提供等）

第10条 市長は必要に応じて、空き家の登録情報を周南市ホームページ等に掲載し周知するとともに、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家登録者及び利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。  
(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。